

滝川市人事行政の運営等の状況

平成23年9月

滝川市総務部総務課

滝川市人事行政の運営等の状況

地方公共団体の人事行政運営の公正性及び透明性の確保を図るため、滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、任命権者及び公平委員会からの報告を公表するものです。

I 任命権者からの報告の概要

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の採用状況（平成 22 年度）（人）

試験区分	職 種	採用者数
競争試験	一般行政職	12
	医療技術職	2
	看 護 職	23
	小 計	37
選 考	一般行政職	0
	教育公務員	10
	医 師	11
	小 計	21
合 計		58

2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の退職の状況（平成 22 年度）（人）

区 分	職 種	退職者数
普 通	一般行政職	6
	教育公務員	12
	医療職等	21
	小 計	39
勸奨・定年	一般行政職	14
	技能労務職	1
	教育公務員	1
	医療職等	7
	小 計	23
合 計		62

(2) 職員定数管理の状況

○部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

(人)

区 分		職 員 数			対前年増減数	
部 門		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 22 年	平成 23 年
一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	5		
	総 務	85	85	85		
	税 務	19	19	20		1
	民 生	68	62	63	△ 6	1
	衛 生	29	30	31	1	1
	労 働	1	2	2	1	
	農林水産	14	13	13	△ 1	
	商 工	18	16	16	△ 2	
	土 木	27	31	29	4	△ 2
	小 計	266	263	264	△ 3	1
特 別 行 政 部 門	教 育	109	106	106	△ 3	
	小 計	109	106	106	△ 3	
普通会計計		375	369	370	△ 6	1
会 計 部 門 公 営 企 業 等	病 院	326	328	331	2	3
	水 道	0	0	0		
	下 水 道	5	3	3	△ 2	
	そ の 他	21	21	21		
	小 計	352	352	355		3
合 計		727	721	725	△ 6	4

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。また、障がい者雇用の状況につきましては、法定雇用率を満たしています。

○職員数適正化計画の推進

平成21年度から平成23年度までの新滝川市活力再生プランにおいて、市立病院の医療部門職員及び滝川西高等学校教員等を除く職員数の削減に努めています。

(平成21年4月策定)

(人)

区 分	H19	H20	H21	H22	H23
計 画	420	402	357	353	353
職 員 数 (年度当初)	374	363	352	346	344

(3) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務	主事	主任級 主事	主任 主事	主査	副主幹	課長	部長	
職員数(人)	30	13	55	85	42	34	16	275
構成比(%)	10.9	4.7	20.0	30.9	15.3	12.4	5.8	100
22.4.1 構成比	6.5	5.1	20.4	30.9	16.7	13.1	7.3	100
18.4.1 構成比	4.4	18.6	21.3	20.3	16.9	13.5	5.0	100
国家公務員の 標準的な職務	係員	主任 係員	係長・ 主任	係長	課長補佐		室長	

※平成18年7月に9級制から7級制に変更しています（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級を各々統合）。構成比についても統合箇所は合算した比率としています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成23年度一般会計当初予算）

歳出総額 (A)	人件費（特別職含む） (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度の人件費率
千円 20,637,000	千円 3,628,658	% 17.6	% 18.4

(2) 職員の給与費の状況（平成23年度一般会計当初予算）

職 員 数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
人 359	千円 1,447,732	千円 290,560	千円 490,211	千円 2,228,503	千円 6,207

※ 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(3) 一般行政職の平均年齢と平均給料月額（平成22年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額
滝川市	44歳 3月	340,394円
国	41歳 10月	325,579円

(4) 一般行政職の経験年数別、学歴別平均給料月額の状態（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
大 学 卒	277,400 円	336,400 円	364,200 円
高 校 卒	201,600 円	274,300 円	327,300 円

(5) 一般行政職の初任給の状態（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	滝川市	国
大 学 卒	167,034 円	Ⅱ種 172,200 円
短 大 卒	148,216 円	152,800 円
高 校 卒	135,897 円	140,100 円

※ 平成 21 年 4 月 1 日から滝川市の初任給は、新滝川市活力再生プランに基づき 3%減額した額となっています。

(6) 主な職員手当の状態（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	内 容								
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000 円 2 配偶者以外の扶養親族 月額 6,500 円 (配偶者のいない場合の 1 人目 月額 11,000 円) ※ なお、16 歳から 22 歳までの子の場合には、5,000 円が加算される。								
住居手当	1 借家・借間居住者 月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対し家賃の額に応じ、月額 27,000 円まで 2 持家居住者 月額 8,000 円								
通勤手当	通勤距離が片道 2 km 以上の者 1 交通機関等利用者 運賃等に応じ月額 55,000 円まで 2 交通用具使用者 通勤距離に応じ月額 24,500 円まで								
特殊勤務手当	危険・不快・不健康などの特殊な勤務の場合に支給。 主なものに、防疫業務手当、保健衛生業務手当など 15 種類。								
期末・勤勉手当	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">期末手当</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">勤勉手当</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 月</td> <td style="text-align: center;">1.225 月分</td> <td style="text-align: center;">0.675 月分</td> <td style="text-align: center;">1.90 月分</td> </tr> </table>		期末手当	勤勉手当	計	6 月	1.225 月分	0.675 月分	1.90 月分
	期末手当	勤勉手当	計						
6 月	1.225 月分	0.675 月分	1.90 月分						

	1 2月	1.325 月分	0.675 月分	2.00 月分
	計	2.550 月分	1.350 月分	3.90 月分
寒冷地手当	1 1月から翌年3月まで支給			
	1 扶養親族のある世帯主	月額 26,380 円		
	2 その他世帯主	月額 14,580 円		
	3 その他	月額 10,340 円		

※上記の他に宿日直、時間外勤務、管理職手当などがあります。

(7) 退職手当の状況（平成23年4月1日現在）

退職手当の額は、退職したときの給料月額に、以下の表に示す支給率を乗じて得た額となります。

区 分		自己都合	勸奨・定年
支 給 率	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たりの平均支給額		4,044,528 円	24,672,299 円

(8) 特別職の給料等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	現在の給料等	減額しない場合	備 考
市 長	314,860 円	910,000 円	平成21年度から平成23年度までの新滝川市活力再生プランに基づき、給料等の削減を行っています。
副 市 長	592,137 円	725,000 円	
非常勤監査委員	197,870 円	235,000 円	
教 育 長	518,630 円	635,000 円	
議 長	413,660 円	430,000 円	
副 議 長	346,320 円	360,000 円	
議 員	317,460 円	330,000 円	

※非常勤監査委員を除く特別職には、期末手当が年間で3.90月分支給されます。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）

ア 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分と定められています。

イ 職員の勤務時間の割振りは、1日につき7時間45分で、勤務時間は午前8時30分から午後5時00分までとなります。なお、この勤務時間中に午後0時15分から45分間の休憩時

間があります。

(2) 一般職の年次有給休暇の使用状況（平成 22 年度）

労働基準法第 39 条の諸規定に基づいて与えられる有給による休暇であり、1 年につき最高 20 日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高 40 日間となります。

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	対象職員数 (c)	平均使用日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
12,497 日	2,573 日	321 人	8.0 日	20.6 %

(3) 特別休暇の導入状況

特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。

(主な特別休暇と付与日数) (平成 23 年度)

- ア 結婚休暇 連続する 5 日の範囲内の期間
- イ 配偶者出産休暇 職員の配偶者が出産する場合 3 日の範囲内の期間
- ウ 産前休暇 7 週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に、出産の日までの申し出た期間
- エ 産後休暇 出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
- オ 生後満 1 年に達しない子を育てる職員のその子のための保育時間 1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間
- カ 小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇 5 日の範囲内の期間
- キ 夏季休暇 6 月から 10 月までの期間内における原則として連続する 3 日の範囲内の期間
- ク 骨髄提供のための休暇 必要と認められる期間
- ケ ボランティア休暇 5 日の範囲内の期間

(4) 病気休暇の概要

負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させるために設けられた有給の休暇です。

(5) 育児休業及び部分休業の利用状況（平成 22 年度）

育児休業は最大で 3 年間（子が 3 歳に達する日までの期間）取得可能であり、また、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として部分休業の制度を設けており、1 日 2 時間の範囲内で取得することが可能です。

なお、休業した期間の給与は減額されます。

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

区 分	男性職員	女性職員	計
平成 22 年度中に新たに育児休業を取得した職員		8	8
平成 21 年度から引き続き育児休業を取得している職員		7	7

※部分休業の取得は、ありませんでした。

イ 育児休業の承認期間（平成 22 年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超え 2 年以下	計
取得職員数	2	6			8

(6) 介護休暇の取得状況（平成 22 年度）

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、6 月の期間内で取得することができる無給の休暇です。

平成 22 年度の取得は、ありませんでした。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成 22 年度）

(1) 分限処分の状況

平成 22 年度に休職した職員は 3 人であり、事由はすべて病気休職となっています。

(2) 懲戒処分の状況

平成 22 年度に懲戒処分を受けた職員は 2 人（停職 1 人、戒告 1 人）で、道路交通法違反が事由となっています。

6 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第 30 条は、サービスの根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務の免除の概要

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第 35 条）。

ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の実施状況（平成 22 年度）

●自主研修支援制度の運用

滝川市職員自主研修助成金交付件数 9 件

●職場内研修（O J T）の推進

O J T の情報発信及び周知・喚起

●職場外研修の実施

ア 北海道市町村職員研修センター派遣研修

研 修 内 容	日数(日)	受講者 (人)	延日数(日)
管理能力研修	2	8	16
O J T 実践スキル研修	2	2	4
政策形成能力開発研修	2	2	4
指導能力研修	2	10	20
政策形成(中級)研修	2	2	4
クレーム対応研修	2	4	8
コミュニケーション能力向上研修	2	2	4
プレゼンテーション研修	2	1	2
論理的説明能力向上研修	2	2	4
問題発見・解決研修	2	2	4
政策形成基礎講座研修	2	6	12
税務事務(基礎)《徴収》研修	2	1	2
業務改善(カイゼン)手法研修	2	1	2
税務事務(応用)《固定資産税》研修	2	1	2
財政実務・資産管理研修	2	1	2
自治体法務(解釈・運用)研修	2	1	2
ストレス・マネジメント研修	2	1	2
C S (市民満足)政策形成研修	2	1	2
税務事務(応用)《市町村民税課税》研修	2	1	2
計 (19 種)		49	98

イ 市町村職員中央研修所派遣研修

研 修 内 容	日数(日)	受講者 (人)	延日数(日)
政策課題研修課程「循環と共生の環境づくり」	4	1	4
政策課題研修課程「地域における企業誘致と起業」	4	1	4
専門実務研修課程「広報広聴」	10	1	10
計 (3 種)		3	18

ウ 電源地域振興センター派遣研修

研 修 内 容	日数(日)	受講者 (人)	延日数(日)
問題発見・企画立案能力開発	3	1	3
ファシリテータ能力開発	2	1	2
計 (2種)		2	5

エ 集合研修

研 修 内 容	時間(時間)	受講者 (人)	対象職員
新採用職員研修(前期)	23.0	13	平成 22 年度 採 用 職 員
北海道地方財政たきかわアカデミー 「地方分権と一括交付金」 「中期財政フレームと 23 年度地方財政」	3.0	19	全 職 員
新採用職員施設見学研修	15.5	12	平成 22 年度 採 用 職 員
新採用職員議会傍聴研修	2.5	13	平成 22 年度 採 用 職 員
新採用職員研修(後期)	11.5	13	平成 22 年度 採 用 職 員
特別研修 「変化をチャンスに。つかみ取れ未来を～意識改革 って何?～」	1.5	31	全 職 員
行政法研修	7.0	25	おおむね 40 歳 以下の担当職
北海道地方財政たきかわアカデミー 「平成 23 年度地財対策を読む」	2.5	12	全 職 員
地方自治法研修	7.0	43	おおむね 40 歳 以下の担当職
政策形成(中級)研修	6.5	34	おおむね 50 歳 以下の主査職
OJTミーティング	3.0	11	平成 22 年度採用職員 配置職場で新人 指導を行った職員
新採用職員年度末研修	3.0	12	平成 22 年度 採 用 職 員

オ その他教養研修

研 修 内 容	時間(時間)	受講者 (人)	対象職員
中空知ふるさと市町村圏職員研修会「接遇研修会」	3.0	13	平成 22 年度 採 用 職 員
実践で使えるビジネスマナー	4.0	1	全 職 員

(2) 勤務成績の評定の実施状況（平成 22 年度）

地方公務員法第 40 条は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないと規定しています。

この法律に基づく滝川市職員の勤務評定及び自己申告に関する規程により、平成 22 年度は一般職 577 人を対象に勤務成績の評定を実施しました。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第 43 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

共済制度を運用し、実施する主体は北海道市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などの「福祉事業」の大きく分けて 3 つの事業を行っています。

その他の福利厚生制度として、職員のための任意の互助組織である「滝川市職員福利厚生会」や「滝川市立病院弘友会」を組織し、職員の冠婚葬祭に際しての給付や生活物資の販売等の事業を実施しています。

(2) 職員健康管理の状況（平成 22 年度）

○職員の健康診断の状況

	種 別	受診者数
定 期 健 診	新採用及び 30 歳以上 40 歳未満の職員・嘱託職員	70
	40 歳以上の嘱託職員・臨時職員	164
	30 歳未満の職員・嘱託職員 40 歳未満の臨時職員	50
特 別 健 診	保 育 士	12
	給 食 調 理 手	38
	運 転 手	9
	歯 科 衛 生 士 等	6
総 合 健 診		260
婦 人 検 診		60

※平成 22 年度受診率(一般会計) 98.0%

(3) 公務災害補償の状況（平成 22 年度）

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補てん（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としていま

す。

具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成22年度に、公務災害又は通勤災害と認定された件数は、11件（公務災害9件、通勤災害2件）です。

II 公平委員会の報告の状況

平成22年度において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立て並びに苦情相談に関する処理の状況はありませんでした。